

瑞穂市行政改革推進委員会会議録

| | |
|------------------|---|
| 審議会等の名称 | 平成25年度 第3回 瑞穂市行政改革推進委員会 |
| 開催日時 | 平成26年1月14日(火曜日) 午後6時00分から8時15分 |
| 開催場所 | 瑞穂市役所 3階 第1会議室 |
| 議 題 | (1) 諮問について (2) 提言内容の確認 |
| 出席委員 欠席委員 | (出席委員) 齋藤 康輝、今木 啓一郎、河合 和義、野田 寧宏、棚橋 和子、 竹林 茂子、藤中 広、森 光弘 (欠席委員) 迫田 義一、広瀬 恵子 |
| 公開の可否 (非公開理由) | 可 |
| 傍聴人数 | 0 人 |
| 審議の概要 | <p><u>開会</u></p> <p>【会長】 定刻となりましたので、第3回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。 (8名の委員出席を確認し、会議が成立している旨の宣言をした。) まずはじめに、副市長よりごあいさつを賜りたいと存じます。</p> <p>【副市長】 年が明けまして初めての会議ということで、会議にお集まり頂きありがとうございます。 事務局に課題などをいただいておりますが、本日その辺りを含めてご審議頂けるものと思っております。 まちづくり基本条例ができて、平成24年4月1日から動きはじめていますが、その内容も徐々に浸透しつつあり、その一端としまして、今回ご審議頂く内容があるのですが、実際条例ができ、それを普遍的に市民の皆さんの津々浦々まで理解して頂くのは、なかなか時間がかかることとです。一方、先進地などにおいてはいろいろな仕掛けを実証実験されている自治体も全国にありますので、瑞穂市におい</p> |

でもそういった先進事例の取り組みを是非やってみたいという思いを持った方がおられまして、大変嬉しく思っております。ただ一方では、まだ十分浸透していない部分もございまして、そのギャップをどのように埋めて行くかが行政の新たな課題と認識しております。

そんな中、行政改革推進委員会では、ご提示しているテーマにつきまして真摯なご意見を頂き、地方分権を担う自治体である瑞穂市の発展のため、忌憚のないご意見を頂きますことをお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

議題（１）提言内容の確認

【会長】

前回市長から、本委員会宛に諮問がございました。

3月ぐらゐを目途に本委員会における答申を出したいということで、前回から審議に入っております。

まず、今回は提言内容の確認と市の対応方針案についての資料と、更には、別途「公募委員の選任状況」、「審議会における年代別委員構成割合」の資料も用意して頂いております。

これ以外に前回の資料からでも結構ですので、皆様からいろいろなご意見を賜りたいと存じます。それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

前回の会議から時間も経過しておりますので、前回のおさらいも含めパワーポイントを使ってご説明します。

提言内容の確認ですが、今回は「提言1」から順にご説明させていただきます。「提言1」は、「市職員の審議会等への委員として参加」という内容になります。

「充て職以外の市職員の審議会等の委員としての参加は、法令等に定めがある場合を除き、原則として委員に委嘱しないことにすべき。」という提言になります。

諮問については、前回会議でご説明しましたが、「まちづくりの推進に関する提言書（審議会等について）」が市に提出されまして、これを受けて市においてこの提言にかかる対応案として、事前資料としてお配りした資料3「市の対応方針（案）」を作成したところです。

今回、行政改革推進委員会に諮問させて頂いた内容としては、この件を中心にご審議頂きたいというものになります。

実態調査の中で委員の選任状況についてご説明をしましたが、審議会等の委員数が355ございまして、うち委員として選任されている市職員は38名、委員全体の10.7%という状況になっております。

これに対する市の対応方針案は、「審議会等の委員の選任に関する留意事項として、市職員の審議会等への委員としての参加を制限（ガイドライン等の策定）」という案でございます。

次に「提言 2 - 1」ですが、「公募委員数等の目標水準」という項目で、「公募委員割合の目標水準を現行の総員数の「2割」から「3割」に引き上げる。」という提言になります。

これにつきましても、実態調査から 355 委員中、26 名の方が公募委員として選任されており、その割合は 7.3% で、実施機関については、調査した 30 機関中、11 機関で公募制度が導入されている結果になっております。

これに関しましては、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」という規定がございまして、その第 3 条第 2 号において、「1 つの審議会等の委員数」以下(総委員数)という。」の 2 割以上の委員を目標とする。」という規定があり、この規定に則って運用をしているのですが、実際は「特別な事情がある場合」という部分の規定で、各審議会毎に事情が異なる点について、前回ご説明させて頂きました。

図で説明しますと、審議会等があり、公募制度を導入していない機関が 19 機関ありまして、公募制度を導入しない主な理由として、専門性、専門知識を必要とする、個人情報を含む案件を取り扱う、法令、規約等により選任基準が定められている、事案に精通した関係団体から委員推薦を依頼している、というような理由になります。

秘密保持が必要な場合や、専門分野においては、公正中立の立場で審議する必要がある案件があり、公募制度を導入していない機関が存在しているというものになります。

各審議会毎の詳しい中身や事情の把握までできていない状況ですが、今後ガイドラインなどで示しながら、公募制度導入の是非については総合的に判断する必要がある内容になります。

まちづくりの推進という観点から、まちづくり基本条例推進委員会としては、「市民参画」、「市民協働」を推進するための取り組みとして、より多くの市民が市政に参画できる環境を整える必要があるという主旨の元、公募委員の拡充についての提言がなされたということではありますが、公募制度の導入状況や、現状まですべてを勘案してこの提言がなされている訳ではない部分もございまして、実際に公募委員を 2 割から 3 割に拡充することに関する影響についても考慮してご審議頂きたい内容になります。

公募委員の拡充により考えられる影響についてですが、公募制度を導入する委員定数 15 名の機関では、現行の総委員数の 2 割である 3 名が公募委員枠になりますが、これが 3 割になると 5 名が公募委員枠となり、公募委員数自体は増加することになります。

ここで、行政運営上考慮すべき事項になりますが、1. 組織運営に与える影響、2. 公募委員の選考等の問題、3. 公募への応募が少ない場合などの対応 という点などが考慮すべき事項と考えられます。

続きまして、「提言 2-2」ですが、「機関毎の公募委員への応募者が多数又は不足になることも想定した選考要領などを策定し対策を講ずる。」という提言になります。

先程の考慮すべき事項の「3 .」に対応する提言でして、これはかなり具体的な提言になっております。

これに対する市の対応方針案でございますが、「職員に公募委員の選考方法等を示し、現行の公募委員選考で実施していた「抽選」による選考を廃止し、すべて選考審査会で実施することとする。」という案になります。また、「委員選考にあたっては、委員選考等に関する基準等を募集を実施する機関毎に策定し、選考基準を持って選考するよう改善する。」ということにもしております。

これに関しまして、応募委員が多数になる場合は選考を実施することになりますが、応募者が不足する場合は、不足する委員の補充についても選考に関する基準等で予め策定し、対応を決めておくという案になっています。

「審議会等委員の公募基準に関する要綱」という規程がございまして、その第5条で「選考審査会」を置くことが規定されており、第5条第2項では「審査又は抽選の方法により、公正に選考する」ということが明記されています。

しかし、選考方法について定められている部分は実際はこれだけでして、選考審査会が選考する際の詳細な方法や手順について何も規定されていない現況になっています。

「抽選」の方法についても、抽選する場合の条件について詳しい規定がなされておりませんので、各所管毎の運用に委ねているという現状がございまして。

こういったことから、これらに関する取扱いを統一する必要があるということで、この対応方針案をお示ししております。

次に選考審査会についてですが、公募委員の選考に際しては からの庁内委員で組織することになっておりまして、「提出された書類による審査」又は「抽選等」の方法で選考を実施しております。

選考書類について公募委員の方はよくご存じと思いますが、公募委員応募用紙がございまして、その内容を元に審査することになります。

ただし、その情報は非公開で公表しておりません。

応募用紙に記載する事項については、住所、氏名、生年月日、性別、兼職状況、職歴、学歴、応募動機、自由意見の項目がありますが、任意記載になっている項目があり、記載した場合と記載しない場合の選

考の審査に与える影響が不明瞭でして、審査や評価に関する基準等がなければ、公正に選考していると言い難い状況と認識しており、先ず「抽選等」という条件設定がない方法については廃止し、すべて「選考審査会」で委員を選考するものとし、選考組織についても担当部局内に選考組織を設置するよう見直します。委員を募集する前に予め委員選考のための手順や方法について「選考基準」などを定めてから行うよう改善するという案になります。また、選考審査の方法についても既存の応募用紙のみでの審査ではなく、「面接」や「小論文」などの方法を組み合わせて実施することで、審議会毎の所掌事項にふさわしい委員が選任できるものと考えられますので、そういった仕組みも取り入れるという案です。

ここまでが「提言2」についてのご説明になります。

【会長】

ここまでで、委員の皆さんのご意見は如何でしょうか。選考審査会の説明の中で、委員応募用紙に記載する 印の項目は、任意記載となっておりますので書いても書かなくても良いものとなっております。

参考1の公募委員の選任状況では女性委員の割合が掲載されてはいますが、審議会毎の特性もありますので、男女共同参画推進審議会等では女性委員の割合が高くなっています。

引き続き事務局から説明をお願いします。

【事務局】

参考1の説明をさせていただきます。前回公募委員の選任状況についてご要望頂きました資料になります。

公募を実施している11機関に関して調査したもので、右の欄の公募状況を見て頂きますと、公募枠が全部で32ございます。応募者数は32名で実際の委員に選任された方は26名となっております。

審議会によって応募者が多いものもあれば、少ないものもありその辺りが課題となる部分になると思われれます。

公募枠を拡充することで、応募者が多い機関は公募委員が増員されますが、応募者が少ない機関については枠を増やしても実際は公募委員の拡充にならないことも想定され、こういった状況を踏まえて検討することが必要になります。

参考2につきましては、これも前回ご要望頂いた「審議会等の委員の年齢構成」の資料になります。各年代別の委員割合を掲載しています。

委員全体の平均年齢は、62.2歳、最も若い委員の方は29歳、一番ご高齢の委員は85歳となっております。

この結果から、ほぼ50代以上の方で審議会等が構成されているという形になっております。

提言書の中で「若年層の積極的な市政への参加」という文言が書かれておりまして、審議会に参画して頂くための取り組みを進めていくことが必要と考えられますが、具体的な取り組み内容は決まっていないので、こちらについてもご検討頂きたいものになります。

【会長】

参考資料の説明を頂きましたが、気になる点の指摘でも構いませんのでご意見はございますでしょうか。

【A委員】

昨日、25歳の若者と瑞穂市の行政について語り合ったところで、広報やインターネットがありますが、彼らにこういう委員の公募があることが全く伝わっていないことから、若者への働きかけ方について盛り込めたらと感じます。

【会長】

若い方が関わりたいということで、どうやって関わって行けばいいかということから「広報の仕方」についてのご意見がありました。

若い方が関わって行くという点について、副市長如何でしょうか。

【副市長】

12日に成人式を行いました。その中で社会的にもこれから大人になって行くという発言もありましたが、今までの教育なのかわかりませんが、市から情報を発信していてもそのキャッチの仕方が分からないという意見はあると思います。

積極的な若者が減り、面倒な事に関わりたくないという人もいれば、熱意ある若者もいるというのが現実です。

まちづくり基本条例は、市民参加してもらわないと成り立たないという意味でもありますので、若者への働きかけへの工夫は必要だと思いますが、行政の中にいる私達では気付かないことも多く、外部からのご意見を頂きそれを反映させ盛り込めると有難いと思います。

【会長】

大学生など、大人になって大人の仲間入りをした人が、一見政治に無関心なようでも「フラッシュモブ」というSNSの手法を使ってイベント会場などの同じ場所に集まってパフォーマンスなどを行うという活動もあります。デモとまでは行きませんが、口コミでそれが広

がり、パフォーマンスを行うということが外国でよくあることでして、先日、日本でも大規模ではないですが、政治的なパフォーマンスがありました。政治に深く関わることは避けているけれど、こういった形でなら接点を持ちたいと考える若い方もいます。フラッシュモブという最近の事例はともかく、情報発信についてPTAや教育の面では如何でしょうか。

【副会長】

若年層の方に情報を広める方法としては、若い人へのPRは昔は新聞でしたが、今は若い方は新聞を読まないですね。ホームページもありますが、やはりフリーペーパーが今は大きいです。フリーペーパーは美容や飲食関係のクーポンが多いですし、全戸配布されているので若い方でも読む人が多いです。単なる周知ということであればこの方法は大きいですね。PTAでは保育所・小学校等の総会で委員会だよりやPTAだよりというものもありますので、そういったもので広報はできると思います。ただ、審議会の委員ということになると、私は20代より社会経験のある30代の方にできるだけ働きかけたほうが良いと思います。

【B委員】

審議会は市民の参画の方法の一つですが、とても専門的なものが多いです。附属機関設置条例がありますが市役所に勤務していても複雑過ぎて何を審議しているのか分からないものが多いです。もう少し設置目的を詳しく書いて頂かないと、一般の方では分かりませんし行革委員としては設置数としてこんなに審議会が必要なのかも思いません。受益者ばかりの委員で審議する必要はないと思います。それを踏まえて公募委員も検討しないと手が出ないと思います。

また、審議会の守秘義務ということで情報が非公開の機関もありますが、原則公開にすべきだと思います。個人情報を取り扱う審議会については確かに非公開でいいと思いますが、基本は議事録もすべて公開にすべきだと思います。

公募委員の数値目標を「2割」から「3割」に引き上げることにについては、「2割以上」とすればよいのではないのでしょうか。委員が定数を割れた場合は、識見を有する者ということで市から選ばれるといいと思います。

【C委員】

年代別の資料を見ますと、50代～70代が多いということですが、50代～70代をそれぞれ20%くらいにして、30代～40代の方

でそれぞれ20%くらいあるといいと思いました。

また、私もたくさんの審議会に出席していますが、開催時間が本当にバラバラなんです。朝8時半から始まるものもあれば、夜7時過ぎから始まる会議もあって、これを統一して頂けると違う招集方法がみつかると思いますし、委員も助かると思います。まずは審議会の委員メンバーが最初に集まった時点で、事務局が決めるのではなく委員が審議会の開催時間を決めるというのが助かります。

女性委員に関しては、審議会の内容によってまったく応募がないというものもありますので、公募の仕方に工夫を持たせて頂けるといいと思います。

【会長】

審議会の開催時間がバラバラになっている件ですが、皆さんどうお考えでしょうか。

【事務局】

まちづくりの審議会でも会議の開催時間について審議しました。若者の参加を促すのであれば、夜、土日ということでないとなれないという意見も出されました。まちづくりの委員会は15時からの会議開催ですが、これは委員の希望で決まったので、募集の段階で時間を統一していくということは難しい部分もあります。

【D委員】

私も充職で参加している審議会がほとんどで、委員を推薦させて頂くとき、「会議に出席しなくてはいけない委員は遠慮します」という方が多く、人選に困ってしまいます。審議会への参加は勉強になりますが、難しいことも多く、実際意見を言うことはなかなか難しいですし、なり手もないです。私達の会は年齢層も高いですので逆にそういうことで苦しい面があります。

【会長】

日本も裁判員制度というのがスタートして、今まで法曹だけで行っていた裁判に一般の方が入ることによって、行政を身近に感じるような裁判に変わりました。こういった審議会に関しても市民の方が素人目線で入ることによってわかりやすく説明するということも考えて行くべきだと思います。

また、先程ご意見のあった審議会そのものに不要なものもあるではないかというご意見については、それを選別することも必要なのかなとも思いました。

【 E 委員 】

最終的に若い人も年配の方も市制に関心を持ってもらうことが大事だと思います。裁判員制度の裁判員は無作為抽出ですので、無作為で審議会委員を選んでみる方法もあると思います。

年代別で20代～40代を増やしたいということですが、その方達が関心を持って頂くために、何かワンクッション入れてそういったことに関心のある人材を吸い上げるような場が欲しいと思いました。公募の仕方とかのマーケティング的なものはまだ今回じゃなくてもいいのではないかと思います。

【 F 委員 】

公募委員のお知らせは、「広報みずほ」でされていると思います。実際関係ないと思うところのページは全く見ないです。公募してることが一目で分かる方法はないでしょうか。審議会毎に募集時期も期間も違うので分かりにくいです。子育て世代の方はそういったことに無関心というイメージがあります。

【 会長 】

先ほど【 E 委員 】がお話になったマーケティングということでは、PTAや自治会の班長など何かしらの役をした方にポイントを付与している町があるんですが、そういった意味なのでしょう。マーケティングとはどういった内容になりますか。

【 E 委員 】

マーケティングというのは、広報誌やその他の媒体をどうやって使って公募を行うかという意味のつもりでお話ししましたが、むしろそれよりも人材を発掘することに焦点を置いた募集方法を考えて行くほうが良いと思います。

【 A 委員 】

一宮市には「市民活動支援センター」という所があり、子育て支援センターや図書館もある一宮市で行われるイベントがすべて分かる場所になっています。市の審議会はいつ開催されるかということが、その施設に来るとすべて分かります。瑞穂市でも今ある施設を最大限使って働きかけないといけないかなと思いました。

【 会長 】

では、事務局より提言の続きの説明をお願いします。

【事務局】

【提言3】は委員の兼職制限の案件になります。「1人の者が兼ねることができる審議会等の委員は3つ以内に制限する」という内容です。

また、附帯事項として、委員の再任についても「1人の者が長く同一機関の委員として選任されるべきではないので、在任期間は制限すること」という提言を頂きました。

市では、ほとんどの所属において委員の兼職状況を把握できていなかったのが実情で、今回の実態調査で4機関以上兼職している委員が13名、最高で12の機関に委嘱されている方もみえることも判明しました。この結果を受け、まちづくり基本条例推進委員会では兼職を制限するような規定が必要であるという認識で意見一致されたということになります。

実態調査の結果から兼職を制限する必要があるという認識は一致しましたが、なぜ制限が必要なのかということになりました。国においても審議会等のあり方に関する基本計画が策定されておりまして、その計画では、「委員がその職責を十分果たし得るよう」ということで、1人の者が就任することができる審議会等の委員の総数を「原則3機関」までとされており、特段の事情がある場合でも「4機関」を上限としている状況があります。また、他団体においても兼職を制限する規定を持つ自治体が多くなってきていることもあります。

参考資料を見て頂けると分かると思いますが、ほとんどの団体で兼職の制限規定が設けられています。また、兼職が多い方はお忙しい方が多いですので、時間的制約があることもあり会議日程の調整が難航することや、会議に向けて資料を読んだり調べ物をしたりする時間も限られることから審議自体に支障が出る場合もあります。

これに対する市の対応方針案になりますが、「兼職を制限することとし、原則3機関までとする」というものになります。これにただし書きを加えましたが「専門的な知識や経験等を有する者で、他に適当な者がいない場合、その他特別な事情が認められる場合は除く」ということで、例えば、情報公開審査会や個人情報保護審査会という機関がありますが、この2つはセットで有識者の方に委員をお願いしておりまして、これだけで2つの機関の委員になります。もし、この2つ以外で情報の保護に関する審議会などを設置したり、そういった専門的な分野の方のご意見を頂きたいという場合、どうしても兼職制限があるから選任できないという訳に行かないケースがあるということから、このただし書きを加えさせて頂いております。

また、計画策定など、時事の情勢に精通し総合的な識見が求められ

るような機関の委員においては、この審議会の皆さんも対象になり得るのですが、実際に審議会の現場で勉強している一般の方に審議にご参加頂きたいものもあるということからも特別な事情を加えさせて頂いております。

委員の任期自体は、基本的に1期2年のものが多い状況がありますが、当市には再任制限の規定はありませんので、同一機関に長く選任されている委員の方も多い現状があります。在任期間が長くなると、議論がマンネリ化し新しい考えが出てこないなど弊害が出るというご意見も頂きました。

そこで、任期を制限する場合に何年までが妥当な期間なのかという議論になりまして、審議会毎でも状況がまちまちで一律ではないので、まちづくり基本条例推進委員会としましては、その年数までは決めることができなかつたという事情から「在任期間は制限する」という表現に留められたというものになります。こういった流れを受けた【提言3】の附帯事項に対する市の対応案ですが「10年を超える期間継続して任命しない」という案としております。

一般的な機関の委員任期を1期2年として5期が最長となりますが、特殊な審議会等のことではなく、一般的な機関を対象として考えております。制限を設けることで、委員の入れ替えがなされますので新しい委員さんが選ばれることで審議が活性化するメリットも出るということがあり、その場合の委員任期は最長10年が妥当ではないかという案になりました。

これについてもただし書きを加えておりますが、例えば、文化財保護審査会という機関がありまして、その機関の委員さんには、お寺住職さんや、文化財を実際に保護してみえる方などが選任されております。市内でそういった歴史や文化に精通した方自体非常に限られているという特殊な事情もございますので、再任制限の対象としないものもあり得るとということからこのただし書きを加えさせて頂いているというものになります。

続きまして【提言4】の組織管理体制の構築の案件になります。

「審議会等を管理統制するための組織体制を強化する」という内容です。提言書の指摘では、実態調査結果で明らかになった項目にありますように、審議会等の運営が各所管毎の裁量に委ねられている部分があるということから、様々な部分での不備が見受けられ、それをチェックする機能が不十分であることや、機関の設置、運営、改廃などに関する方針はあるのですが、その運用において各所管毎の裁量で実施してきたところに問題があるのではないかとのご指摘になります。

市の対応方針案としましては、まず審議会等の設置や運営に関する

事項について、事前の案件にもございましたが、基本的な事項は、市の要綱に則っていますが、要綱で定められている内容は網羅的なものでありまして、実際の運用において要綱に書かれている規定の捉え方によってその取扱いも違ってくるケースがあり、その辺りを統一的に運用して行くためのガイドラインを策定したいと考えております。

ガイドラインに示す内容は、基本的には要綱の内容と一致する形になりますが、要綱に規定していない補足的な事項についても示して行きたいと考えております。また、審議会の設置や運営の状況を把握するため、企画財政課に各所管から状況等の報告を求める仕組みも取り入れたいと思います。

また、会議開催の事前公表、会議の傍聴、会議録の作成、公開などについても周知徹底し情報共有を図っていくという案になります。

次に【提言 4 2】になりますが、「ガイドラインの策定と統一的基準の設定などの環境整備」になります。

これに対する方針案になりますが、ガイドラインには委員選任に関する基本的な考え方や、留意事項を示し企画財政課においてガイドラインとの基準適合について確認を実施することも考えております。

公募基準に関しては基本的事項を示し、委員選考等に関する基準の考え方を明記することで各所管毎の裁量で運用してきた部分の統一化を図って行きたいという案になります。

最後に【まとめ】部分になりますが、「若年層の積極的な市政への参加」という部分になります。

この件について、まちづくり基本条例推進委員会の会議でのお話をさせて頂きますと、委員の年齢構成とも関係があるのですが、やはり若い年齢層の審議会への委員としての参画を促進する必要があるのではないかというご意見がありまして、この文言が入ったという経緯がございます。「若年層」の定義についても、具体的な年齢の範囲はなかなか示すことが難しいということで、将来を担う若い世代の方に審議会等への委員として積極的に参画して頂きたいという思いがあるというものになります。

対応方針案としましては、ガイドラインの委員選考に関する留意事項として、「各年齢層から幅広く選任する」ことに加え、「特に若い世代の参画を積極的に推進する」ということを明示する案としております。

【会長】

ありがとうございます。まちづくり基本条例推進委員会からの提言に対する市の対応方針案ということでご説明頂きましたので、同時にこの委員会ではより市民目線でさらに踏み込んだご意見をお伺いした

いと思います。

【 E 委員 】

例外規定が多く、もう少し明文化してほしいと思います。

例えば任期のところでは、10年を超えてもできる例外はこれという記事を記載して頂きたいと思います。どのただし書きもそうですね。

10年を超えとなると新陳代謝のことを考えると長すぎると思います。また、ガイドライン等の「等」のところをもう少し具体化してほしいと思います。「提言4-1」の組織体制のことですが、これは実際できるかどうか疑問なところではあります。

【 C 委員 】

「提言3」の兼職についてですが、3つまでとするということで、私としては大変ありがたいことです。現在充職の機関で会長か副会長で委員をお願いしますということをやられますので、3人で委員をいくつかがやっていますが、市の中でも理事まで対象範囲を下げて頂けるようガイドラインに記載してもらえるとありがたいです。

そうしますと兼職も減り助かります。

【 副会長 】

兼職の件で、この1月に募集されている審議会があります。次年度にはできるだけ新しい方を推薦したいという思いがありますので、3月後半からの募集ということをお願いできればありがたいと思います。また、若年層の参画ということで、30代～40代の女性ということであれば、PTAの会長は男性が多いですが、副会長はほとんどが女性でして、実際PTAを運営して行くのは女性の方が多いので、声をかけて頂ければ若年層の女性ということで推薦ができると思います。

【 A 委員 】

先程【F委員】や【副会長】がご発言されたように、私はこの委員会の委員になりたくて公募で委員になりました。行政改革推進委員会より魅力的な審議会があればそちらに出たいと思うこともありますので、実際今年度は何月にどの審議会の委員募集があるということをや何か一目でわかるようなスケジュールを広報に掲載するなどして、市内のお店に掲示したり市役所に行けば分かるようにしてほしいです。

委員の任期につきましては、素晴らしい人材が瑞穂市にもたくさんみえます。持っているキャリアを活かして欲しいと思いますので、最長10年という任期は長いです。もう少し短くしていろいろな方に参

加してほしいと思います。

情報の公開の件については、白川町では議会をケーブルＴＶで公開しています。瑞穂市でも会議を動画公開するような動きをスタートしてもいいのではないかと思います。若い方でスマートフォンや携帯があれば議会が見られ、議会ではこういう発言をしているんだというのが見れるような体制や情報を伝える方法も考えていかなければいけないと思います。

動画が無理なら音声だけでもできるといいですね。

【会長】

会議の公開について事務局はどう考えますか。他の自治体ではケーブルＴＶなどで議会の放映をしていますね。審議会についても、委員の了解が得られるなら、試験的に審議の一部分だけでも動画公開していくという可能性はありますでしょうか。

【企画部長】

ケーブルＴＶに関しては、現在瑞穂市の一部しかきていないですが、この４月から市内全域になる予定になっております。機会あれば検討して行くことになると思います。

【Ａ委員】

若年層の方々も、公募委員に応募したいのかは分かりませんが、まずは知る、見れるということを提供することが最初のスタートだと思いました。それぞれの関わり方を模索して行きたいと思います。

まちづくり基本条例第１８条で、「市の執行機関はまちづくりに必要な人材の育成を図る」という条項がありますが、学校の教育現場では、公民の科目もありますので、カリキュラムの中でまちづくり基本条例について少しでも学べる機会があればいいと思います。

【Ｂ委員】

瑞穂市には子ども議会というのがありまして、議会は１日だけですが、子どもたちも勉強して議会に臨みますので、市政のことを勉強していると思います。

また、議会は特にネットで動画公開することも必要になってくると思います。議会を公開でやることで、こういった審議会も公開して行うことに繋がってくると思います。

【副市長】

他の自治体においてはテレビの電波が届かない地域は、自前で電波

受信をしていることからケーブルTVなどで議会の模様を放映しているところもあります。瑞穂市も4月からケーブルTVが市内全域になるということで、そういった放映契約を結べば可能性は出てくると思います。以前ホームページで議会の模様の動画公開を試みましたが、ホームページ上での配信は随分と制限がありました。

来年度にかけ朝日大学さんとホームページの更新計画を進めておりまして、今後このようなことにも取り組めないか検討して行きたいと思います。

また、審議会改革を進めていく中で、全般的に若年層の方々は審議会に参加しようという意識が高くないので、お勤めの方は昼間の会議にはなかなか来られないことや、夜の会議となると子育て世代の方は参加できない方が多いことなどの制約はございますが、そういったことを乗り越えて検討して頂きたいと思います。

【会長】

本日は、審議会のあり方についてご審議頂きありがとうございました。本日のご意見をなるべく集約しまして、答申のたたき台を次回までに作成しますので、次回会議でご検討頂きたいと思います。

本日のまとめを【副会長】よりお願いします。

【副会長】

本日は公募委員の拡充についての論点をはじめ、兼職・再任につきましても適正かどうかということで審議を行いました。

3月の答申に向け審議を重ねたいと思います。

閉会

(次回会議の開催日についての調整を行い、2月に第4回会議を開催することを確認し閉会した。)

| | |
|----------|---|
| 事務局(担当課) | 瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail: kikaku@city.mizuho.lg.jp |
|----------|---|